

## 第 1 2 産業経済部の補助金について

### 1. 産業経済部産業政策課の補助金

#### (1) 公益財団法人群馬県産業支援機構事業支援費補助金

##### ア. 指摘事項ないし意見

##### (ア) 実績報告書の添付資料について (意見 1 2 6)

結論：実績報告書に実績内容（相談件数等）の分かる資料を添付すべきである。

説明：本件補助金の実績報告書には経費支出表のみ添付されており、事業の実績内容を知るには他の資料を確認する必要がある。

相談件数等の実績報告は別途報告を受けているが、実績報告書の添付資料として保管し、費用対効果の分析に活用できるようにすべきである。他県の包括外部監査においても同じような意見があった。「実績報告書の添付資料について実績件数のみの記載であったが、目標値や前期実績件数も記載項目として追加し、費用対効果や見直しの資料として活用すべきである。」というものである。

公益財団法人群馬県産業支援機構は、国や県からの受託事業を多く実施しているため、補助金の見直しは困難になるかもしれないが、補助事業の費用対効果を適切に分析し、今後の補助金見直しを検討されたい。

##### (イ) 補助金に係る消費税等の仕入控除税額について (意見 1 2 7)

結論：実績報告書に記載されている消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の金額について根拠等を明示すべきである。

説明：実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならないと定められている（要綱第 1 1 条第 2 項）。

実績報告書に計算式の形※で消費税等の仕入控除税額がゼロと記載されているが、そのゼロが明らかに仕入控除税額のゼロなのか、まだ明らかでないためのゼロなのか、区別がつかない。まだ明らかでないのであれば、仕入控除税額が確定した場合には、消費税等の額の確定に伴う報告書を提出し、補助金を返還させる必要がある。適正な補助金手続きを促すためにも、実績報告書にゼロの根拠等の説明を加えることが必要である。

※補助金所要額－消費税等に係る仕入控除税額＝補助金額

##### イ. 本件補助金事務に関する調査結果

##### (ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、県内産業の振興を図るため、公益財団法人群馬県産業支援機構に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

##### (イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、公益財団法人群馬県産業支援機構事業支援費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象経費及び補助金額は、報酬（常勤、非常勤役員報酬）、給料、その他人件費（諸手当等）、業務管理費（理事会経費等）、借料・共益費（賃借料、水道光熱費）の補助金の対象となる経費の範囲内とされている。

(エ) 本件補助金の支出先

公益財団法人群馬県産業支援機構であり、支出先へ県有施設が貸与されている。対象となる者は同機構以外存在しない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、交付決定以前に支出の効果については特段の検討をしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成13年度に開始され、14年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	134,119	131,281
平成24年度	136,894	133,932
平成25年度	132,836	130,793
平成26年度	138,112	136,360
平成27年度	136,580	136,833

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は団体の運営費補助であり、10分の10以内の定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了から10日又は4月5日のいずれか早い日までに提出するものとされている。

(サ) 事後点検

目的外使用については、現地調査を行い、実績報告書をもとに証憑類を確認している。特に成果指標は定められていないが、産業支援機構での中期計画の実績を確認している。特段の効果測定はしていない。

(2) 小規模事業経営支援事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項79）

第4の第2項参照。

(イ) 補助金の効果について（意見 1 2 8）

結論：実績報告書等をもとに費用対効果を分析し、補助金の効率的な支出を検討すべきである。

説明：本件補助金は、小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業、商工会に対する指導事業、地域経済の活性化を支援するために行う企画提案型事業、倒産の未然防止及び再建円滑化を図るための事業、群馬県商工会連合会（以下「商工連」という。）の健全な運営及び育成を図るための事業を促進し、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者の振興と持続的発展に寄与することを目的とするとしてされており（要綱第 3 条）、これらの目的に対して、多くの補助金が支出されている。

補助金による効果を表すのは大変難しいが、各団体で補助事業に使われている費用と、補助事業から得られる効果を分析する必要がある。補助金の効率的な支出のために、補助事業の内容を含め、継続的な検証が必要である。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

本件補助金は、次の各号に掲げる事業を促進し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者の振興と持続的発展に寄与することを目的とする。

- 一 商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）及び商工連が小規模支援法第 4 条第 1 項に基づいて行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下「経営改善普及事業」という。）
- 二 商工連が小規模支援法第 4 条第 1 項に基づいて行う商工会に対する指導事業
- 三 商工会等が地域経済の活性化を支援するために行う企画提案型事業
- 四 商工会議所又は商工連が行う倒産の未然防止及び再建円滑化を図るための事業
- 五 商工連の健全な運営及び育成を図るための事業

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 5 1 号）、規則、群馬県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

本件補助金の額は、次の各号に掲げるもの以外のものについては、知事が別に定める額又は補助対象経費にかかる実支出額のいずれか低い額とする。

- 一 指導施設建設費に要する経費については、知事が別に定める額又は補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じた額のいずれか低い額とする。
- 二 広域連携等対策事業費に要する経費については、知事が別に定める額又は補助対象経費の額に 3 分の 2 を乗じた額のいずれか低い額とする。
- 三 商工会経営改善普及事業費に要する経費については、知事が別に定める額又は商工連が経営改善普及事業の実施に要する経費として商工会に配分した額

の総計のいずれか低い額とする。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は商工連、商工会、商工会議所であり、商工連に対して県有土地が貸与されている。各団体については、地域における経済団体として地区内に1団体のみ設置されており、他に補助対象となり得る事業者はない。群馬県小規模企業振興条例において当該3団体を、小規模企業支援団体として定め、県は支援策を講ずるよう努めることとされており、研修体制・保有資格等からも十分な遂行能力を持つ。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、交付決定以前に支出の効果について特段の検討をしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は、国庫補助があったが、平成18年度から県単独補助金となり、10年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	1,755,831	1,666,937
平成24年度	1,748,454	1,658,035
平成25年度	1,726,559	1,632,103
平成26年度	1,707,449	1,617,298
平成27年度	1,664,070	1,616,620

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は商工団体が実施する小規模事業者支援に必要な事業費補助、人件費補助及び商工会連合会の運営費補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.7人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

会計年度終了後7日以内に提出するものとされている。

(サ) 事後点検

目的外使用については、現地で確定検査を行い、実績報告書に基づき証憑類の確認をしている。成果指標は特に定められていないが、実績報告書に事業内容等の報告は受けている。特段の効果測定はしていないが、指導件数(巡回指導、窓口指導等)等で評価している。

(3) 中小企業連携組織対策事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項 80）

第4の第2項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

補助金は、群馬県中小企業団体中央会が行う事業に要する経費について補助金を交付することにより、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進することを目的とする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

本件補助金の額は、予算の範囲内において、中小企業連携組織支援事業費は、補助対象経費の3分の2以内、その他は、補助対象経費の10分の10以内とされている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は中小企業団体中央会であり、一部（交付総額の1%程度）は同中央会から中小企業等協同組合に交付される。支出先への県有施設の貸与はない。支出先については中小企業団体中央会に限定される。補助事業者における補助事業の遂行能力については、今までの実績等から問題ないと考えられている。

同中央会は、中小企業組合法により、組合の指導等を行うために都道府県ごとに1団体設立されており、他に補助対象となり得る事業者はない。また、本件補助金の運用において、補助対象職員は中小企業組合士の資格を有すること等の資格要件を定めており、補助事業の遂行能力は担保されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、交付決定以前に支出の効果について特段の検討はしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は、国庫補助があったが、平成18年度から県単補助金となり、10年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	139,425	132,474
平成24年度	139,562	139,042
平成25年度	139,725	129,775
平成26年度	139,817	136,738
平成27年度	140,967	131,418

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は団体の運営費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

会計年度終了後10日以内に提出するものとされている。

(サ) 事後点検

目的外使用については、実績報告書をもとにその内容について確定検査を実施している。成果指標は特に定められていないが、実績報告書の中で企業の指導件数、相談件数について内容確認している。特段の効果測定は行っていない。廃止の検討はしていない。

(4) 群馬県商工会議所連合会補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 商工会議所への交付金見直しについて（意見129）

結論：本件補助金のうち商工会議所への交付金の見直しを検討すべきである。

説明：本件補助金は、一般社団法人群馬県商工会議所連合会（以下「会議所連」という。）の運営費の一部を補助するものである。その運営費の中に県内10か所ある商工会議所への交付金が補助金全体の約50%を占めている。商工会議所はその補助金を広報誌・機関紙の発行費用に利用している。商工会議所は会議所連に対して補助事業の実績報告書として会報名や発行時期、補助金額、自己負担額等を記載しているのみである。広報誌・機関紙の効果を指標化するのは難しいが、配布される事業者等にアンケート等を実施し、広報誌等がどの程度活用されているのか、商工会議所の会員の要望を充たしているのかを調査することは可能と考えられる。その結果をもって、広報誌等に対する交付金の見直しを検討すべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

会議所連の健全な育成・助長を図り、併せて県が行う商工業振興対策の実施に必要な協力を得るため、会議所連の業務に係る経費の一部として群馬県商工会議所連合会補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県商工会議所連合会補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

本件補助金額は、予算の範囲内で、会議所連の事業計画、収支予算及び前年度の事業実績等を勘案して決定するものとする。

商工会議所への交付金については、商工会議所からの申請および前年実績をもとに算出している。

(エ) 本件補助金の支出先

会議所連であり、一部が商工会議所（前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田、館林、渋川、沼田、富岡、藤岡）へ交付される。支出先への県有施設の貸与はない。交付先については上記に限定される。補助事業者における補助事業の遂行能力については、過去の実績等から問題ない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

商工会議所への交付金（広報誌発行）は交付基準に則り算出している。それ以外の会議所連の運営費については、前年を参考に算出している。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和 27 年度に開始され、64 年経過している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成 23 年度	7,002	6,904
平成 24 年度	7,002	7,002
平成 25 年度	7,002	7,002
平成 26 年度	7,002	7,002
平成 27 年度	7,002	7,002

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は団体の運営費補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が 100% 負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ 0.2 人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

会計年度終了後 20 日以内に提出するものとされている。商工会議所からの実績報告書は、会議所連の実績報告書に添付されている。

(サ) 事後点検

目的外使用については、実績報告書提出後にその内容について確定検査を実施し、勘定元帳より補助対象経費と領収書等の証書類の突合を行っている。特に成果指標は定められておらず、効果測定も行っていない。

(5) 企業誘致推進補助金

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金の事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県ものづくり・新産業創出基本条例（平成13年群馬県条例第27号）の規定に基づき、県内に工場、物流施設、試験研究施設、データセンター、本社、本社工場若しくは開発工場を新設又は増設する企業のうち、本件補助金の交付の対象となる者に対し補助金を交付することにより、本県における産業の高度化及び活性化並びに県民の雇用機会の拡大を図り、もって本県の経済の発展及び県民生活の安定向上に資することを目的とする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等  
規則、群馬県企業誘致推進補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象施設の新設又は増設に当たり負担する土地及び建物に係る不動産取得税に相当する額（上限1億円。本社建物又は試験研究施設を併設する場合は2億円。）とし、予算の範囲内で交付する。

(エ) 本件補助金の支出先

支出は前橋市他12市町への立地企業（34社）であり、支出先への県有施設の貸与はない。

なお、県及び市町村のホームページや県内、東京、大阪、名古屋における誘致活動、企業立地セミナーで周知しており、補助要件に合致する企業から市町村を通じて県への相談等ができる体制を取り、事業者の把握に努めている。

また、補助事業者における補助事業の遂行能力の有無については、申請段階で財務諸表の内容をもって検討しているほか、申請前段階でのヒヤリング時に確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

予算要求段階においては、投資予定金額から不動産取得税を推計し、最終的には不動産取得税の納税額をもって決定している。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成20年度に開始され、7年継続している。現有地での活用区分（現有地活用型）の創設と対象業種の拡大など、要件が緩和され、平成25年度から補助金額が増えている。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	240,000	79,235
平成24年度	240,000	63,944
平成25年度	514,000	403,021
平成26年度	884,000	586,018
平成27年度	883,000	864,439

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は土地の取得及び建物の整備に伴い発生する不動産取得税に相当する額の補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合



本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

（ケ）本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ1.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

（コ）実績報告書

不動産取得税納付日、操業開始日、本社移転登記日のいずれか遅い日の6か月以内に提出され、報告内容に基づき現地確認を実施している。

（サ）事後点検

実績報告書提出時及び稼働後に企業訪問し、雇用状況の確認を実施している。成果指標は、雇用機会の拡大が目的となっているため、立地件数と雇用人数としている。実績報告書をもとに現地確認を実施し、雇用人数等の確認を行い、把握した数値をもとに事後評価を実施している。

## 2. 産業経済部商政課の補助金

### （1）群馬県小口資金融資に係る信用保証料補助金

#### ア. 指摘事項ないし意見

（ア）通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項81）

第4の第2項参照。

（イ）繰上げ返済による補助金返納時の検査について（意見130）

結論：繰上げ返済によって、保証料の補助金返納があった場合には、必ず確定検査を実施すべきである。

説明：本件補助金について、実績報告提出後、確定検査を実施しているが、件数が多く検査にあてられる時間も限られていることから、おおよそ全体の1%程度を抽出して実施している。繰上げ返済の場合については、上記の抽出対象外となり、確定検査は実施していない。

過去に繰上げ返済による返納について間違いがあり追加返納を受けた事実がある。繰上げ返済による保証料の補助金返納については、群馬県信用保証協会に返納金の計算をすべて任せるのではなく、県による確定検査も実施すべきである。

また、条件変更についても、現在確定検査で2～3件程度は検査対象としているが、なるべく多くの件数を検査対象とすべきである。

#### イ. 本件補助金事務に関する調査結果

（ア）本件補助金の目的・趣旨について

市町村と連携し、金融機関及び群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、県内中小企業者の信用力及び担保力の不足を補い、小口の事業資金の融資を促進し、県内中小企業の振興を図ることを目的とする。

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県小口資金融資促進制度要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

県は、要綱に基づき融資を受ける中小企業者の負担の軽減を図るため、保証協会が要綱第4条の規定により付す保証に係る保証料率を通常の保証料率より低率にした場合において、保証協会に対して、当該保証料の一部を補助することができる。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県信用保証協会である。支出先への県有施設の貸与はない。補助対象は同協会に限定される。また、本件補助金については金融機関及び商工団体でも情報提供している。交付先における補助事業の遂行能力の有無については、金融機関及び保証協会両方で審査しているため遂行能力の問題はないとのことである。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定以前の支出の効果検討として、事業者や商工団体、金融機関に対してアンケート調査を実施している。また、制度について市町村との意見交換も実施している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和30年度に開始され、61年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	271,132	271,131
平成24年度	300,394	300,393
平成25年度	288,250	288,249
平成26年度	258,239	258,239
平成27年度	246,023	246,023

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は信用保証料補助であり、定率補助である（信用保証協会が利用者に対し保証料を減額した場合、市町村とそれぞれ、0.18%ないし0.40%の範囲で保証料の補助を行う。）。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は市町村と共同で実施しており、市町村と折半で負担する。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後2か月以内に提出するものとされている。

確定検査は、上期と下期の2回に分けて行われており、抽出率は1%程度である。

(サ) 事後点検

目的外使用については、実績報告をもとに確定検査を実施している。成果指標は特に定められていないが、事業者や商工団体、金融機関に対してアンケート調査を実施している。また、市町村に対して制度についての意見交換も実施している。

## (2) 中小企業経営資源強化対策事業費補助金

### ア. 指摘事項ないし意見

#### (ア) 補助金の効果について（意見 131）

結論：月例報告（月報及び相談案件一覧表等）を、県として補助金の費用対効果の分析に活用すべきである。

説明：公益財団法人群馬県産業支援機構は、補助事業に関する毎月の実績を「月報、相談案件一覧表及び専門家派遣事業進行管理表」により翌月10日までに県へ報告している。また、月例会議も開催されており、県が出席することもある。月例報告は、補助事業に関してかなり細かく実績が記載されているため、県としてもこれらを補助金の費用対効果の分析に活用すべきである。そして、その結果をもとに機構に対して、補助事業の見直し等の提案や意見を積極的に行うことが望まれる。

### イ. 本件補助金事務に関する調査結果

#### (ア) 本件補助金の目的・趣旨

「群馬県中小企業経営資源強化対策事業費等補助金」とは、海外展開支援事業費補助金、小規模企業者等設備資金貸付事業費補助金、下請中小企業取引情報提供等事業費補助金、中小企業経営資源強化対策事業費補助金をいう。海外展開支援事業費補助金は、公益財団法人群馬県産業支援機構（以下「機構」という。）が行う海外展開相談等事業及び中小企業外国出願支援事業について経費の一部を補助することにより、中小企業の海外展開及び外国出願等の支援を図ることを目的とする。

このうち商政課が機構に対して補助しているのは、小規模企業者等設備資金貸付事業費補助金、中小企業経営資源強化対策事業費補助金となっている。

小規模企業者等設備資金貸付事業費補助金は、機構が行う小規模企業者等設備資金貸付事業について経費の一部を補助することにより小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与することを目的とする。

中小企業経営資源強化対策事業費補助金は、機構が行う中小企業経営資源強化対策事業について経費の一部を補助することにより中小企業の経営資源の確保等を支援し、もって創業の促進、中小企業の経営革新、ベンチャー企業の発展等を図ることを目的とする。

#### (イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県中小企業経営資源強化対策事業費等補助金交付要綱、中小企業経営資源強化対策事業費補助金実施要領

#### (ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

県が交付する補助金の額は、支援体制整備事業に関する費用及び専門家派遣事業に関する費用で補助金交付対象となる経費の範囲内及び補助金交付対象となる経費の2分の1以内とする。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は公益財団法人群馬県産業支援機構であり、県有施設の貸与はない。補助対象は機構に限定される。本件補助金については、リーフレットやホームページで周知を行うほか、商工団体にも情報提供している。交付先における補助事業の遂行能力については、過去の実績等で問題ない。間接補助対象者に対しては機構が確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成15年度に開始され、12年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	39,665	33,598
平成24年度	33,913	31,137
平成25年度	32,096	31,296
平成26年度	26,339	25,637
平成27年度	25,439	24,590

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定率補助（事業費の内容によって、全額、10分の9、2分の1）である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.5人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後10日または4月5日のいずれか早い日までに提出するものとされている。

(サ) 事後点検

月例会議を毎月実施しており、会議で補助事業の進捗状況の説明があり、都合が合えば県も出席している。欠席の場合は会議内容を書面にて受け取っている。効果測定として、専門家派遣の進行管理や相談実績、相談案件一覧の提出を受けている。

(3) 群馬県商店街活性化支援事業費補助金

## ア. 指摘事項ないし意見

### (ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項 8 2）

第 4 の第 2 項参照。

### (イ) 県と市町村の補助金の負担割合について（意見 1 3 2）

結論：県と市町村の補助金の負担割合について再検討の余地がある。

説明：本件補助金については、ソフト事業（活性化推進事業）では補助対象経費の 3 分の 1、ハード事業（施設整備事業）では補助対象経費の 4 分の 1 を県と市町村が同率で負担していた。

商店街の活性化は、当該商店街に存する市町村の方がより身近な存在であって、補助金も含めて市町村がより主体的に支援していくべきものであり、県の役割は、主として、市町村の支援の不足を補うこと、特に都市部と山間部の市町村の財政力の格差を緩和することにあると考えられる。とすると、県が市町村と同じ割合で補助金を負担することや財政力に差があるはずの市町村に存する商店街について同じ負担割合で補助金を交付する現行実務には疑問の余地がある。

現場の状況をよりよく把握し得る担当課や部で、まず、再検討し、見直しの余地があれば、ボトムアップで全庁的対応の変更を促すといったダイナミズムがあってもよいのではなかろうか。

### (ウ) 補助金の効果あり方検討（意見 1 3 3）

結論：本件補助事業に関してのアンケート等を実施し、補助金のあり方を検討すべきである。

説明：本件補助金の目的は、中心市街地等における商店街の活性化を図るためである（交付要綱第 1 条）が、実際本件補助事業によって、商店街の活性化に繋がっているのかどうかは明確ではない。補助金の効果を表す成果指標等があればよいが、何を基準に効果ありとするか、非常に難しいところである。補助事業としてイベント等を実施すれば、その時には人は集まるが、それが継続的な活性化に繋がるかどうかは分からない。本補助事業について、住民の声を聞くために、すでに実施している市町村もあるだろうが、アンケート等を実施することも必要である。その意見をもとに、商店街活性化の方策を探り、その上で今後の補助金のあり方等について検討する必要がある。

## イ. 本件補助金事務に関する調査結果

### (ア) 本件補助金目的・趣旨

中心市街地等における商店街の活性化を図るため、商店街団体等が実施する事業に補助を行う市町村に対する補助である。

### (イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県商店街活性化支援事業費補助金交付要綱

### (ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

本補助事業は、商店街団体等が商店街の活性化を図るために実施する活性化推進事業及び施設等整備事業とされ、補助事業にかかる間接補助事業者、補助

対象経費、補助率、補助限度額等が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は、市町村であり、市町村から商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会、NPO法人、商店街団体他へ交付されている。支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金については、市町村担当者会議で事業の説明を実施してほか、県のホームページ等により周知を行っている。

補助対象者の事業遂行能力については、市町村が確認している。また、申請書に決算書が添付されており、財務内容等について確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定前の効果検討として、実績報告による確認とイベント等の確認を実施している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成23年度に開始され、4年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	18,500	15,353
平成24年度	15,000	13,973
平成25年度	15,000	11,872
平成26年度	10,000	9,414
平成27年度	10,000	9,093

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定率補助（ソフト事業（活性化推進事業）は、補助対象経費の3分の1以内かつ市町村補助額の2分の1以内、ハード事業（施設整備事業）は、補助対象経費の4分の1以内かつ市町村補助額の2分の1以内）である。

(ク) 本件補助金の負担割合

県と市町村が負担しており、ソフト事業は、県及び市町村がそれぞれ3分の1、ハード事業は、県及び市町村がそれぞれ4分の1である。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.3人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後30日または4月10日のいずれか早い日までに提出するものとされている。現地調査は市町村が行っており、県は行っていない。実績報告書に市町村の完了検査調査書（現地写真付）が添付されている。また、県もイベント当日、現地で確認を行っている。

(サ) 事後点検

成果指標等は特に定められていないが実績報告で実施内容等を確認している。

### 3. 産業経済部工業振興課の補助金

#### (1) 群馬県地場産業総合振興対策事業補助金

##### ア. 指摘事項ないし意見

##### (ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項 8 3）

第4の第2項参照。

##### (イ) 実績報告の充実（意見 1 3 4）

結論：実績報告書を事業内容及び効果・成果や来期以降の地場産業振興策を具体的に記載できるように充実させるべきである。

説明：本件補助金は、地場製品の販路開拓、地域ブランド確立及び人材育成等、本県地場産業の振興を図るための事業に対する補助金であるが、この補助金を伴う事業によって本県地場産業振興にどの程度効果が出ているかは不明である。補助事業実績報告の様式には事業内容及び効果・成果欄が設けてあるが、販路開拓の具体的方法や来期以降の振興策等も記載してもらう必要がある。また、県としても実績報告をもとに補助金の効果を分析し、補助金のあり方の見直しを検討することも必要である。

##### イ. 本件補助金事務に関する調査結果

##### (ア) 本件補助金の目的・趣旨

地場産業の振興を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するとされている。

##### (イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県地場産業総合振興対策事業補助金交付要綱

##### (ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の交付額は、補助対象経費に次の各号に掲げる率を乗じた額を限度とし、予算の範囲内において知事が定める額とする。

- ・ 第2条第2項第1号から第5号のいずれかに該当する組合等で補助対象経費の2分の1が直近の決算書の繰越額を超える 2分の1以内
- ・ それ以外 3分の1以内

##### (エ) 本件補助金の支出先

県内に事業所を有する産地組合、企業グループ等8団体（群馬県建具組合連合会 15万円、群馬県繊維連合会 53万円、桐生織物協同組合 381万円、桐生地域地場産業振興センター 330万円、きりはた 11万2千円、群馬県酒造協同組合 13万5千円、群馬県酒造協同組合稲水倶楽部 5万5千円、群馬県食品工業協会 8万円）であり、支出先への県有施設の貸与はない。

県のホームページにより周知している。補助事業者における補助事業の遂行能力の有無については、申請書に当該団体等の決算書が添付され、確認されている。

##### (オ) 本件補助金の算定方法・財源等

補助金応募に必要な事業計画をもとに要綱に定められた割合等で予算の範囲で決定されている。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成21年度に開始され、6年継続している。平成25年度は11団体、平成26年度は9団体、平成27年度は8団体に補助している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	10,986	9,974
平成24年度	10,255	9,704
平成25年度	9,027	8,856
平成26年度	8,751	8,230
平成27年度	8,700	8,172

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定率補助(要綱第2条第2項第1号から第5号のいずれかに該当する組合等で、補助対象経費の2分の1が直近の決算書における繰越額を超えるものは2分の1以内、それ以外は3分の1以内)である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。ただし、桐生地域地場振興センターの桐生テキスタイルプロモーションショーに対しては桐生市も補助している。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了から20日又は4月15日のいずれか早い日に提出するものとされている。証憑類のコピー確認、事業の実施を確認している。

(サ) 事後点検

目的外使用が無いことについては実績報告書により確認する。また、内容によっては現地確認を実施している。成果指標は特に定められてはいないが、実績報告書に事業内容記載欄があり、そこに入場者数等が記載されている。

(2) 群馬県伝統的工芸品産業産地補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分(指摘事項84)

第4の第2項参照。

(イ) 補助金の統合(意見135)

結論:群馬県地場産業総合振興対策事業補助金との統合を検討すべきである。

説明:本件補助金は、国指定の伝統的工芸品が対象となるため、「桐生織」「伊



勢崎絋」の2つのみが対象である。直近5年間では、伊勢崎絋が振興計画に取り組んでいないため、補助対象外となり、桐生織のみが補助対象となっており、金額も毎年同額である。このような状況であれば、補助金事務の効率化の観点から同じ工業振興課が所管している地場産業総合振興対策事業補助金に統合することもよいのではないだろうか。要綱等の改定新設も含め検討されたい。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

伝統的工芸品産業の振興と発展を図るため、協同組合等が行う振興事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県伝統的工芸品産業産地補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

事業区分ごとに、補助経費及び補助率等が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は国指定伝統工芸品の産地組合（桐生織物協同組合）であり、支出先への県有施設の貸与はない。

補助事業者における補助事業の遂行能力の有無について特に検討はしていないが、毎年実施していることから事業遂行は問題ないと判断している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和50年度に開始され、39年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	400	400
平成24年度	400	400
平成25年度	400	400
平成26年度	400	400
平成27年度	400	400

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定率補助である（2分の1以内または3分の1以内）。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了から30日、4月10日のいずれか早い日までに提出するものとされている。実績報告書及び証憑類を確認する。

(サ) 事後点検

成果指標は特に設けていないが、実績報告書に記載されている成果・効果を確認している。廃止の検討はしていない。

#### 4. 産業経済部労働政策課の補助金

##### (1) 群馬県シルバー人材センター連合事業費補助金

###### ア. 指摘事項ないし意見

###### (ア) 事業運営の適正化（意見136）

結論：公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団（以下「財団」という。）の適正な事業運営の管理を行うべきである。

説明：本件補助金は、知事からの指定を受け、高年齢者に対する臨時的・短期的な就業機会の提供等の事業を行っている財団に対して運営費の一部を国と県が補助する内容である。高齢化が進む中で、高年齢者の就業機会の提供は非常に重要なことであるが、就業機会の提供は、同種の民間事業者を圧迫する可能性を秘めている。

したがって、県としても、民間事業者との事業の棲み分けを図るような事業運営の指導を行っていく必要がある。また、対価についても、地域における類似の仕事の対価に比べ著しく低くならないよう管理する必要がある。本件補助金の効果を最大限引き出せるよう適正な事業運営の管理が望まれる。

###### (イ) 補助金額の見直し（意見137）

結論：財団の補助金額についての見直しを検討すべきである。

説明：現在、本件補助金は、国と県が折半で負担しており、直近5年間一定額である。少子高齢化が進展する中、本県の社会経済の活力を維持するためには、できるだけ多くの高齢者が元気で社会の中で活躍・貢献することが重要である。

これを担う仕組みの一つとして、シルバー事業の役割は非常に大きい。したがって、補助金額については、一定額ではなく必要性に対応して変動することもよいのではなかろうか。財団の事業運営の効率化を最大限に図った上で、補助金の必要性の明確な根拠があれば、国庫補助金額の増額を求めることも必要である。

###### イ. 本件補助金事務に関する調査結果

###### (ア) 本件補助金の目的・趣旨

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年5月25日法律第68号）第48条の2第1項に基づきシルバー人材センター連合として知事の指定を受け、高年齢者に対する臨時的・短期的な就業機会の提供等の事業を行う公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団に対し、その円滑な事業運営に資するた

め、毎年度予算の範囲内において、当該事業に要する経費の一部を補助するものとする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県シルバー人材センター連合事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業）交付要綱（平成13年11月1日付け厚生労働省発職高第170号、以下「国庫補助金交付要綱」という。）第3条に規定される事業とする。補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費であって、国庫補助金交付要綱別表に掲げる経費とする。補助額は財団の補助事業に対して国が補助する額を超えない範囲内である。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団であり、入居している県有施設の行政財産使用許可を受けており、使用料については減免となっている。補助対象者は同財団に限定される。補助事業者における補助事業の遂行能力の有無について特に検討はしていないが、今までの実績等から遂行能力は十分と判断されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

事業計画に基づき算出し、予算を考慮し決定する。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成10年度に開始され、17年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	9,749	8,900
平成24年度	8,900	8,900
平成25年度	8,900	8,708
平成26年度	8,900	8,900
平成27年度	8,900	8,900

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は団体の運営費補助であり、国庫補助金対象経費の2分の1かつ国の限度額以下とされる。

(ク) 本件補助金の負担割合

国と県が50%ずつ負担している。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.3人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

翌年5月31日までに提出するものとされている。

(サ) 事後点検

実績報告書を基に現地調査を実施し、支払関係書類の確認及び収支計算書等(証憑類全て)との突合を行う。特に成果指標はないが、就業人員で評価している。

(2) 群馬県生産性本部補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助金額の見直し(意見138)

結論：補助金額の見直しを検討すべきである。

説明：本件補助金の補助対象である群馬県生産性本部は、中小事業者に対して研修等を年間20件程度実施しており、本件補助金はその一部を助成している。補助金を活用した研修等により、県内の中小企業者等の生産性の向上に効果を上げている。

しかし、現在実施している約20件の研修について、研修の参加人数や研修後のアンケートの結果を考慮して、研修件数を絞り込むことも必要であり、妥当な補助金額を検討すべきである。生産性本部の自立を促すため、今後も段階的な減額を検討されたい。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県生産性本部が行う生産性向上のための事業に対する補助金である。同本部において生産性向上運動を展開し、本県産業界の発展、県民生活・福祉の向上を図ることを目的とする。補助事業内容は、同本部の情報宣伝活動、教育活動、労使協議制推進、企業視察及び研究会・研修会事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県生産性本部補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

この補助金は、同本部が行う事業のうち、知事が必要と認めた事業運営に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で交付する。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は同本部であり、補助対象は同本部が行う事業に限定される。補助事業者における補助事業の遂行能力の有無については、同本部は継続的に事業を遂行してきたことから、特に問題はないものと考えられている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和38年度開始され、52年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	942	942

平成24年度	805	805
平成25年度	684	684
平成26年度	650	650
平成27年度	618	618

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、予算の範囲内で交付される。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

翌年5月末までに提出するものとされている。

(サ) 事後点検

実地調査を行っている。同本部が研修時にアンケートや満足度調査を実施し、その結果を次回以降の事業に反映させている。セミナー等は事業者から個別で依頼を受ける場合もある。予算額の見直しは常時なされているとのことであった。

## 5. 産業経済部産業人材育成課の補助金

### (1) 一般社団法人群馬県技能士会連合会補助金

#### ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 暴力団等でないことの誓約書（指摘事項85）

第4の第1項参照。

(イ) 実績報告書の添付資料の改善（意見139）

結論：実績報告書の添付資料である収支決算書及び実施報告書の記載について、収支予算と対応するように記載すべきである。

説明：実績報告書に添付されている収支決算書では、技能者育成促進費にもものづくり体感事業3校とあり、予算上の5校とは異なっている。また、事業内容の写真資料においても5校分が添付されている。一般社団法人への移行時の公益目的財産の支出で一部対応しているためとのことであるが、補助金事業として実施しているのであれば、実績報告書の添付資料にはものづくり体感事業5校と分かるように記載すべきである。

(ウ) 補助事業のやり方について（意見140）

結論：ものづくり体感事業について、より多くの小学生が体験できる方法を検討すべきである。

説明：補助事業であるものづくり体感事業は、色々なものづくりがあること

を小学生のうちから知ってもらうことで、今後のものづくり振興に役立つことが期待されるため、良い事業と考えられる。ただし、毎年度県内小学校315校のうち5校を対象に技能士が訪問する現行の補助事業では、ものづくりを実際に体験できるのは、県内小学生のごく一部に留まる。より多くの小学生が体験することができるよう、技能士の訪問対象となる小学校数を増やすほか、例えば、逆に、技能士のもとへ小学生が足を運ぶ方法も、より多くの小学生に体験させる方法として有効と考えられる。多数の小学生を収容できる現場の確保、小学生の移動手段やバス等の駐車場所の確保、予算の確保並びに地元教育委員会、小学校及び受け容れてくれる技能士との調整が必要となることも想定され、課題も多いが、本件補助金の効果を引き出す上で有効と考えられるので、検討されたい。

#### イ. 本件補助金事務に関する調査結果

##### (ア) 本件補助金の目的・趣旨

技能士の資質向上を図り県内産業の発展に資するため、一般社団法人群馬県技能士会連合会（以下「技能士会連合会」という。）に対して補助金を交付するものである。

技能士とは、技能検定に合格した者が称することができる名称で、各職種の技能士により技能士の地位向上等を目的として、県内では44職種の技能士会がある。

##### (イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、社団法人群馬県技能士会連合会補助金交付要綱

##### (ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

技能士会連合会の事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費の一部について、補助金を交付するものとする。

- ① 後進技能者の資質向上のための研修、講習会の開催に要する経費
- ② ものづくり体験指導を行うための技能士の派遣に要する経費
- ③ 技能士に関する調査研究並びに情報、資料の提供及び広報活動に要する経費

##### (エ) 本件補助金の支出先

支出先は技能士会連合会であり、県有施設が貸与されている。

交付対象は技能士会連合会に限定されている。補助事業者における補助事業の遂行能力の有無について検討はしていないが、継続的に事業遂行しているため問題ないと判断されている。

##### (オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定前には、ものづくり体験参加者人数を検討している。

##### (カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和54年度に開始され、36年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	600	600
平成24年度	600	600
平成25年度	600	600
平成26年度	600	600
平成27年度	600	600

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.01人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後、知事が別に定める期限までに提出するものとされている。また現地調査を行っている。

(サ) 事後評価

具体的な成果指標はないが、ものづくり体験では技能士会連合会がアンケートを実施しており、それを次回に生かしている。予算と実績に差異があった場合、技能士会連合会の負担となる。

## 6. 産業経済部観光物産課の補助金

### (1) 群馬県観光物産国際協会運営費補助金

#### ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項86）

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等でないことの誓約書（指摘事項87）

第4の第1項参照。

(ウ) 実績報告書の添付資料の改善（意見141）

結論：実績報告書の添付資料に予算額と実績額の比較されている資料を追加することを検討すべきである。

説明：実績報告書の添付資料の中に補助対象先である公益財団法人群馬県観光物産国際協会の予算額と実績額を比較する資料がない。本件補助金は、公益財団法人群馬県観光物産国際協会の予算額をもとに補助金額を算出していることから、補助金の効果を測定する意味でも、予算額と実績額の比較されている資料があったほうがよい。

(エ) 補助金額算出方法の見直し（意見142）

結論：補助金額の算定方法の見直しを検討すべきである。

説明：補助金額は、公益財団法人群馬県観光物産国際協会の事業計画と県予算の双方を考慮して算定される。主に人件費を対象としているが、直近3年間は同額であり、補助金算定根拠が必ずしも明確ではなく、交付要綱にも「別途知事が定める額」としか定められていない。現在、一部収益事業も営む群馬県観光物産国際協会の自主財源強化の取組に併せて県の補助金額の算定方法を見直しているところなので、具体的な算定方法の提言は留保するが、新たな算定方法が固まったら、計算式などを明示して、予算編成資料だけでなく、補助金支給事務の基準となるべき交付要綱にも反映させることを検討されたい。

#### イ. 本件補助金事務に関する調査結果

##### (ア) 本件補助金の目的・趣旨

公益財団法人群馬県観光物産国際協会（以下「協会」という。）の健全な組織運営に対し、予算の範囲内において補助金を交付するとされている。

##### (イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県観光物産国際協会運営費補助金交付要綱

##### (ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

本件補助金の対象経費は、協会の一般会計（公益事業）予算で、事業を行ううえで必要な人件費及び諸経費に係る経費とされている。

##### (エ) 本件補助金の支出先

公益財団法人群馬県観光物産国際協会であり、支出先へ県有施設が貸与されている。交付対象は同協会に限定される。補助事業者における補助事業の遂行能力の有無について特に検討していない。今までの実績等を考慮すれば遂行能力については問題ないと考えられている。

##### (オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定以前に支出の効果について特に検討はしていないが、事業計画の内容については確認をしている。

##### (カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成19年度に開始され、8年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	47,000	47,000
平成24年度	41,700	41,700
平成25年度	38,290	38,290
平成26年度	38,290	38,290
平成27年度	38,290	38,290

##### (キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は運営費補助であり、定額補助である。

##### (ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担



はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先へ県職員を派遣している。

(コ) 実績報告書

事業完了後20日又は4月20日のいずれか早い時期までに提出するものとされている。実績報告書に基づいて、現地調査を実施している。

(サ) 事後点検

成果指標は特に定められておらず、事業報告書の事業実績の記載を確認している。事後評価として、実施事業を確認し、物産展の売上等の分析を実施している。分析結果について協会と今後の課題検討を実施している。

